

平成 24 年 8 月 1 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 取 締 役 執 行 役 員 社 長

林 朝 則

(コード番号 6839 東証・大証第一部)

問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 藤 井 透

(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン課税訴訟の上告に関するお知らせ

当社は、大阪国税局長による当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を不服として、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成 23 年 6 月 24 日に当社の請求を棄却する第 1 審の判決がなされました。

これに対し、当社は大阪高等裁判所へ控訴し争ってきましたが、これに関する大阪高等裁判所の判決が平成 24 年 7 月 20 日になされ、当社の請求を棄却する判決がなされました。これについて慎重に検討した結果、当社は判決内容に承服できないことから、本日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をいたしました。

1. 当該訴訟の経緯

平成 18 年 11 月 16 日	当社による訴えの提起 (課税対象期間 平成 14 年 3 月期～平成 16 年 3 月期)
平成 20 年 11 月 14 日	当社による訴えの追加提起 (課税対象期間 平成 17 年 3 月期～平成 19 年 3 月期)
平成 20 年 11 月 26 日	平成 18 年 11 月 16 日と平成 20 年 11 月 14 日に提起した訴えを併合審理
平成 23 年 6 月 24 日	大阪地方裁判所による請求棄却判決の言い渡し
平成 24 年 7 月 20 日	大阪高等裁判所による請求棄却判決の言い渡し
平成 24 年 8 月 1 日	当社による上告及び上告受理の申立

2. 今後の見通し

大阪高等裁判所の判決において、当社の主張を容認しなかったことは承服しがたいものでありますので、最高裁判所においても引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上